



平成 17 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社  
代表者名 取締役社長 菊川 剛  
(コード番号 7733 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 広報・IR 室長 矢野 賢一  
(TEL . 03-3340-2111)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応方針について

当社は、平成 17 年 5 月 30 日開催の取締役会において、当社の企業価値を安定的かつ持続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的として、特定の者による当社の株券等の保有割合が 20%を超える結果となる当社株式等の大量取得行為に関する対応方針について次のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 本対応方針の目的

オリンパスグループ(以下「当社グループ」といいます)は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案することにより、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「ソーシャル・イン」と呼び、すべての企業活動の基本思想としています。

当社は、この思想に基づき、当社グループの競争優位性(コアコンピタンス)を基礎づけている「オプト・デジタルテクノロジー(光学技術、デジタル映像技術、微小加工技術)」を源泉として、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーに提供することが、当社の企業価値を安定的かつ持続的に向上させ、株主共同の利益に資することになると考えております。

昨今、株式持合構造の解消や新しい法制度の整備など、企業社会の構造変化を背景として、買収対象となる会社の取締役会の賛同を得ずに行なわれる、いわゆる「敵対的買収」の動きが顕在化しつつあります。

当社は、このような買収であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴う買収提案についての最終的な判断は、株主の皆様が行なうべきものです。

しかしながら、企業買収の中には、買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収や買収者について十分な情報を提供しないものや対象会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を提供するための時間的余裕を提供しないもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの

利益を損なう結果企業価値を損なうものなど、不適切なものも少なくありません。

とりわけ、当社グループのように製造業を営む企業にあっては、先端技術や製造技術を自社内で育成し活用していくことが企業価値の維持・向上に必要であります。研究開発の成果を事業化や商品化に結び付けるまでには数年から数十年という長い期間を要します。したがって、中長期的視点に基づいた経営への取り組みや従業員からの長期的なコミットメントに基づく当社独自の人的資本の充実こそが当社の企業価値を最大化する上で必要不可欠です。

また、当社グループは数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も映像、医療、ライフサイエンス、産業、情報通信などの多岐にわたっている上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウは、その多くが企業秘密を構成しています。従って、外部者である買収者からの提案を受けた株主の皆様が、限られた時間の中で、そのような研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時に的確に評価することは、必ずしも容易でないものと思われま。

このような状況のもと、当社取締役会は、上記に述べたような不適切な買収が行なわれようとする場合などには、それに対して相当な対抗措置を講じなければならないことがあるものと考えます。

## 2. 本対応方針の内容（骨子）

当社の株券等の保有割合の 20%超を保有することを目的とする当社株式の買収またはその提案がなされた場合、当社取締役会は、適宜適切なディスクロージャーを心がけつつ、3.にて後述する特別委員会による勧告を受けながら、以下の事項を含む相当な対応を行なうことを予定しています。

- (1) 買収提案者に対して具体的な提案内容に関する情報の提供を求めるとして、買収や買収提案者に関する十分な情報（少なくとも以下の情報を含みます。）を収集すること。

買収提案者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）

買収の目的、方法及び内容（買収対価の額・内容・算定根拠、買収資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）

買収提案者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）

買収後に意図する当社グループの経営方針および事業計画

当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠

当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会と当社グループの関係に関し、買収後に予定する変更の有無およびその内容

上記に加え、必要に応じて買収提案者に対し、追加情報の提出を求めます。

- (2) 買収提案者から具体的な買収提案がなされた場合には、次に記載する観点に照らしてその内容を検討し、その是非を判断すること。

買収提案を検討するために十分な情報が提供されているか。

当社経営陣の有する事業計画との比較検討等を含む買収提案の検討、代替案策定などのために必要とする合理的な期間が確保されているか。

買収の目的等に鑑み、当社の企業価値が毀損又は減殺されることが明白でないか。

買収にかかる取引の仕組みが、買収に応じることを株主に強要するものでないか。

買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社利害関係者の処遇方針等）が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適切でないか。

買収またはこれに係る取引が株主をはじめとする従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダーの利益に反するおそれがないか。

- (3) 必要に応じて買収提案者との間で協議や交渉を行い、買収条件の改善等を求めること。  
(4) 上記(1)(2)(3)のほか、買収提案者の買収提案に代わる代替案の提示や当社の事業計画との比較等を行うのに必要かつ十分な時間を確保すること。  
(5) 当社の企業価値を維持もしくは保全し又はその向上を確保する上で必要とされる場合には、相当な対抗措置を実施すること。

### 3．検討と判断のプロセス

当社取締役会は、本対応方針の採用に際して、本プランの発動の合理性と客観性を確保し、経営者の自己保身が図られないことがないように、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化を目的として、新たに当社経営陣からの独立性を有する社外取締役 2 名の選任を決議いたしました。

買収提案の検討に当たっては、これらの社外取締役 2 名と当社経営陣から独立した社外の有識者 1 名から構成される特別委員会が、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、会計士等外部専門家の助言を得て買収提案の是非について審査し、当社取締役会に勧告を行ないます。当社取締役会は、この勧告を最大限に尊重し最終決定を行なうことといたします。また、買収提案者に対して対応措置を実行することを一旦決定した後にこれを解除する場合につきましても、同様の手続きを経ることといたします。

### 4．想定される対抗措置

当社取締役会は、上記特別委員会の勧告を受け、買収提案が当社や株主の利益を害するものであると判断した場合で、当社や株主の利益を守るために必要な場合は相当とされる対抗措置を講じます。

この対抗措置には、結果として買収提案者が有する当社の株券等の保有割合を相当程度低下させることとなる株式分割、新株予約権発行および新株発行を含みますが、これらに限定するものではありません。

## 5．株主及び投資家に与える影響

### (1)発動時に株主及び投資家に与える影響

買収提案者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様は状況に応じ適切なディスクロージャーを心がけるとともに、買収提案者以外の株主、投資家の皆様に不利益を与えることのないよう適宜状況に応じて適切な配慮をいたします。

### (2)発動に伴って株主に必要となる手続

株主の皆様には、別途公告する基準日までに名義書換を完了して頂く必要があります。その上で、株主割当による新株予約権発行の場合は申込と必要な手続き（発行価額、行使価額相当額の払込等）を、株主割当による新株発行の場合は申込と必要な手続き（発行価額相当額の払込等）を、それぞれ行なっていただく必要があります。また、株式分割の場合は所定の手続を経た上、当社から別途発行される株券をご受領いただくこととなります。

## 6．本対応方針の見直し

当社取締役会は、現時点においては、当社の株券等に係る具体的な買収提案の兆候については認識しておりません。当社は、今後の法改正や証券取引所等の規則改正、企業防衛に関する社会的コンセンサスやルールを踏まえ、企業価値に脅威を与える買収行為に備えた対応策についてさらなる検討を行なっていく所存であり、必要に応じて本対応方針を変更または新たな対応策を導入することがあります。

以 上

【当社株式の大量取得行為に関する対応方針】

